

第3回 千早赤阪水道事業 料金検討部会

水道料金の検討について

大阪広域水道企業団 経営・事業等評価委員会

令和8年8月21日

目次

1. 村繰入金を反映した料金改定案の検討 3

2. 料金体系の検討 12

1. 村繰入金を反映した料金改定案の検討

前回部会における検討状況

- ◆ 必要な料金収入の検討に当たり、今後の物価上昇率2%※1を見込んで料金算定期間を5年間とする場合(ケース1)と、目下の社会情勢や物価上昇などの先行き不透明な状況、今後の受水費単価(水道用水供給事業の料金)の動向を踏まえ、短期間で料金を見直すことを前提に物価上昇率を見込まず、料金算定期間を3年間とする場合(ケース2)を比較して検討を行いました。

必要な料金水準の試算結果(第2回部会資料の再掲)

ケース	評価			企業債残高対 給水収益比率	計画の目標 (耐震管率等) 達成	供給単価の 増加率
	単年度損益	資金残高	料金回収率			
ケース1	○	○	○	R13 466.9%	○	67.8%
ケース2	○	○	○	R11 490.1%	○	52.5%

委員意見の概要

項目	概要
物価上昇と 料金算定期間について	・ 今後の物価動向、水道用水供給事業の料金の動向が不透明な中、令和10年10月に岩井谷浄水場を廃止し村内連絡管の供用を開始するなどの状況の変化がある。 ・ 他事業体でも料金算定期間を3年、4年と短く設定する団体が多くなってきている。 ・ 今回3年間で料金算定期間を区切って検討を進めていくのがよいと考える。
料金改定率について	・ ケース1で 67.8%、ケース2で 52.5%の料金改定率は、どちらも高い印象を受けた。 ・ 千早赤阪水道事業の現状や今後の見通しが厳しいものであるということは理解。経営努力を行ってもなお様々な要因が重なり、より厳しい経営になっていくと感じている。 ・ 様々な物の価格が上昇している中、水道料金の大幅な値上がりは厳しいのが正直なところ。 ・ 日常生活や会社経営を行っていくうえで多くの水を使用する。水道料金が大幅に上がることを考えると、水を使用することに対する考え方も変わってくる。 ・ 令和9年度以降も引き続き、村からの繰入金をお願いできないかというのが率直な意見である。

※1 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和8年1月22日経済財政諮問会議提出)に基づく。

村繰入金を反映した料金改定案の検討

第2回千早赤阪水道事業料金検討部会（令和8年5月29日開催）の振り返り

- ◆ ケース1とケース2の2つの案で検討（4ページ参照）
 - ・ 今後の物価動向、水道用水供給事業の料金の動向、令和10年10月に岩井谷浄水場を廃止し村内連絡管の供用を開始することなどの状況の変化を踏まえ、ケース2の料金算定期間を3年間（令和9年度～令和11年度）として検討すること。
 - ・ ただし、協定では統合に伴う村からの繰入金（年8,800万円）は令和8年度までとなっているが、大幅な料金値上げが見込まれることから、村と令和9年度以降の繰入金について協議すること。

村繰入金を反映した料金改定案の検討（ケース3）

- ◆ ケース2に3,600万円／年（令和9年度～令和11年度総額1億800万円）の村繰入金※1を反映し、ケース3として試算
- ※1 今後、村において予算措置など必要な手続を経ることを前提

① 料金算定期間（改定間隔）の設定

設定内容	
料金改定時期	料金算定期間
令和9年度	ケース3：3年間（令和9年度～令和11年度）

② 条件の設定

条件の内容	
単年度損益	単年度黒字 （利益積立金の活用も含む）
資金残高 実際の水使用から料金を収納するまでのタイムラグを考慮し設定	給水収益の3か月分以上
料金回収率 給水に係る費用が、給水収益でどの程度賄えているかを表す指標 ただし検討に当たっては一過性の要因である岩井谷浄水場廃止に係る固定資産除却費を給水原価から控除して算出	料金算定期間中における 料金回収率の平均が100%以上

③ 料金算定期間内においてすべての条件を満たす料金収入（供給単価）の増加率

ケース	評価			企業債残高対 給水収益比率	計画の目標 （耐震管率等） 達成	供給単価の 増加率
	単年度損益	資金残高	料金回収率			
ケース3	○	○	○※2	R11 560.7%	○	28.0%

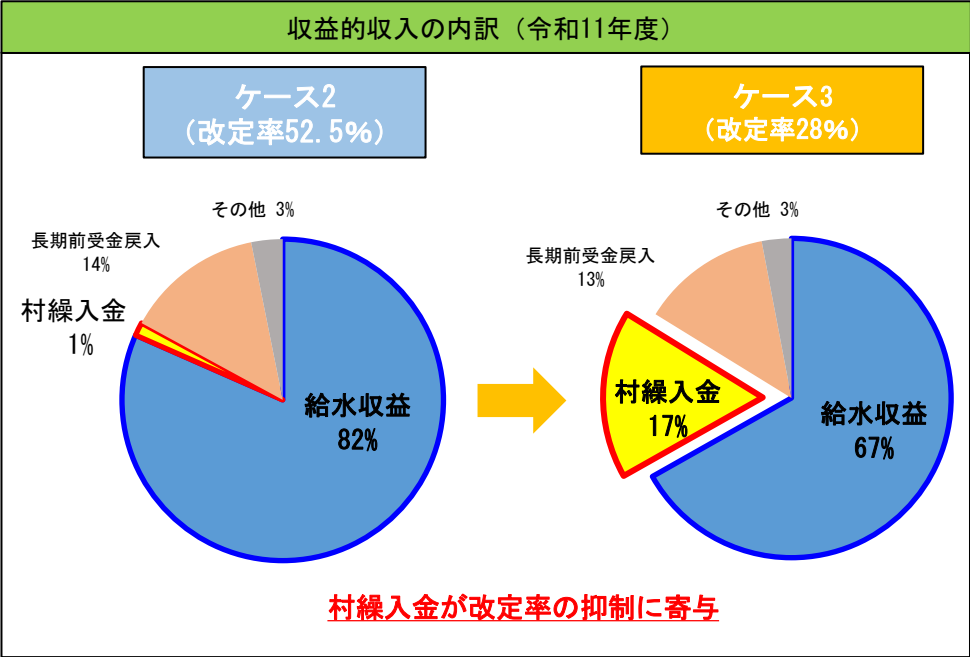
※2 ケース3の料金回収率はR9:105.9%、R10:125.0%、R11:91.8%

村繰入金の反映の有無による料金改定案の比較

- ◆ 令和9年度から令和11年度までの3年間、3,600万円／年を村一般会計から繰入れる案を村において検討いただいています。
- ◆ これを前提とした場合、令和9年度の料金改定率は、令和4年度の料金改定時に示していた見込みである28%の水準となります。
- ◆ 令和12年度以降は村繰入金を見込まずに試算していることから、次の改定時期を令和12年度とした場合の料金改定率は高くなります。
※ 令和12年度以降の試算は、現行の水道用水供給料金を前提としているため、今後、水道用水供給料金の改定が行われた場合には、その影響により料金改定率が上昇する可能性があります。
※ 収益的支出における受水費の占める割合約18%（令和12年度）
- ◆ 業務の効率化、経費の縮減、施設整備の適正化等の経営努力を進め、将来にわたる料金負担の抑制に努めます。

現行料金	
1か月20㎡使用した場合 (メーター口径13mm)	4,433円

ケース2		令和9年度※1	令和12年度※2,4
村繰入金なし	改定後水道料金案	6,760円(+2,327円)	7,704円
	改定率	52.5%	14.0%
ケース3		令和9年度	令和12年度※3,4
村繰入金3,600万円 (令和9年度～令和11年度)	改定後水道料金案	5,595円(+1,162円)	7,704円
	改定率	26.2%	37.7%
	[ケース2との差額]	▲1,165円	-



【留意点】

- ・ 上記の試算は受水費単価の改定（水道用水供給事業の料金改定）や物価上昇は見込んでいない。
- ・ 令和12年度改定後水道料金案は現時点における試算であり、今回の検討において決定はしない。
- ※1 ケース2の改定率を現行料金に乗じた額
- ※2 ケース2の令和9年度改定後水道料金案に現時点の試算における令和12年度の改定率を乗じた額
- ※3 ケース3の令和9年度改定後水道料金案に現時点の試算における令和12年度の改定率を乗じた額
- ※4 令和12年度の試算は、村繰入金を見込まずに試算した額

財政収支の見通し（ケース3 料金算定期間3年、村からの繰入金3,600万円／年（令和9年度～令和11年度）の場合）

- ・ 令和9年度～令和11年度の事業費 **3億円**
- ・ 令和11年度の基幹管路の耐震管率 **41%** / 重要施設配水管路の耐震管率 **8%**
- ・ 村からの繰入金 令和9年度：出資金（資本的収入）に**3,600万円**、令和10～11年度：他団体補助金（収益的収入）に**各3,600万円**計上
- ・ 供給単価の増加率 **28.0%**（245円/㎡ → 313円/㎡）

収益的収支・資本的収支の状況

◆ 料金算定期間（令和9年度から令和11年度）のうち令和11年度で単年度損益が赤字となりますが、利益積立金を活用することで累積欠損金は生じない見通しです。

単位：百万円

収益的収支	項目	R4決算	R5決算	R6決算	R7見込	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	収入	212	193	191	158	216	179	212	214	175	172	168
	給水収益※	123	126	125	122	119	149	146	142	139	136	133
	他団体補助金 (村からの繰入金)	59	38	37	8	63	1	37	37	1	1	1
	長期前受金戻入	22	22	22	22	22	22	23	29	29	28	28
	支出	214	186	180	202	185	169	203	225	221	221	221
	委託料	32	37	31	42	36	28	23	23	19	19	19
	受水費	24	20	16	20	14	13	27	40	39	38	37
	減価償却費	61	61	60	59	59	60	59	91	92	93	94
	単年度損益	▲ 2	7	11	▲ 44	31	10	9	▲ 11	▲ 46	▲ 49	▲ 53
資本的収支	累積欠損金 (利益積立金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 8	▲ 61
		37	37	74	81	48	48	79	89	87	41	0
	項目	R4決算	R5決算	R6決算	R7見込	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	収入	95	168	187	227	143	166	66	41	43	24	35
	企業債	28	60	77	103	50	124	60	35	37	18	29
	出資金 (村からの繰入金)	36	57	58	87	80	42	6	6	6	6	6
	国交付金	30	51	52	37	13	0	0	0	0	0	0
	支出	163	236	247	310	203	236	133	104	105	88	102
	建設改良費	123	197	208	273	166	201	95	64	64	46	61
	企業債償還金	40	39	39	37	37	35	38	40	41	42	41
	収支差額	▲ 68	▲ 68	▲ 60	▲ 83	▲ 60	▲ 70	▲ 67	▲ 63	▲ 62	▲ 64	▲ 67

※ 給水収益は令和4年度は新型コロナウイルス感染症、令和5年度、令和6年度は物価高騰の影響を受けて実施した基本料金減免の財源である千早赤阪村一般会計繰入金を含む。

財政収支の見通し（ケース3 料金算定期間3年、村からの繰入金3,600万円／年（令和9年度～令和11年度）の場合）

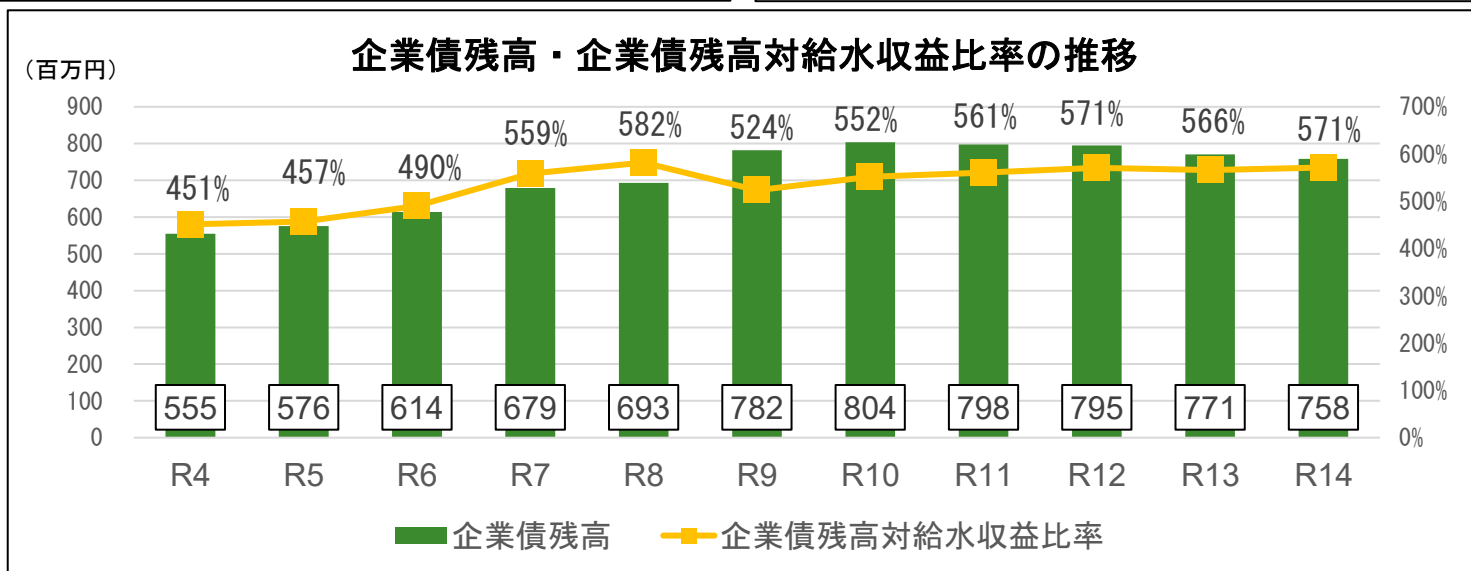
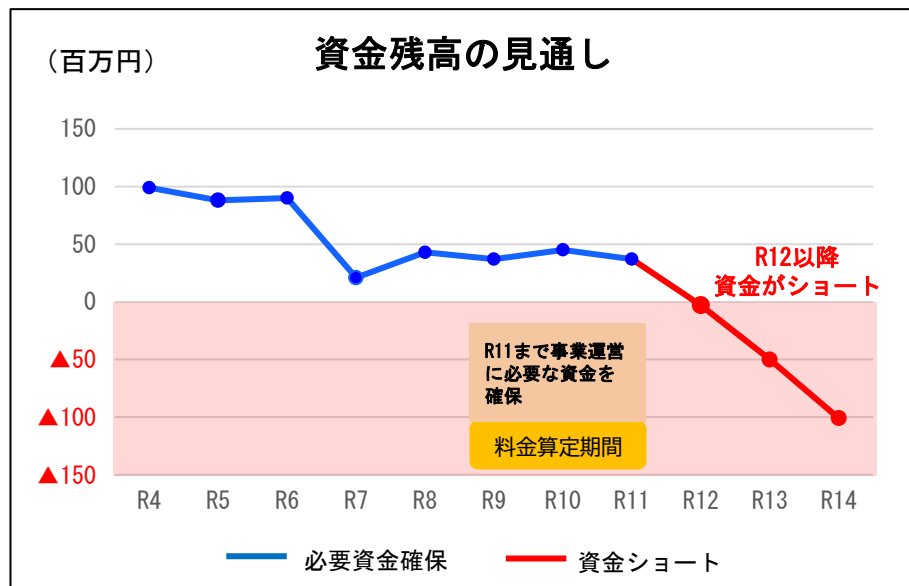
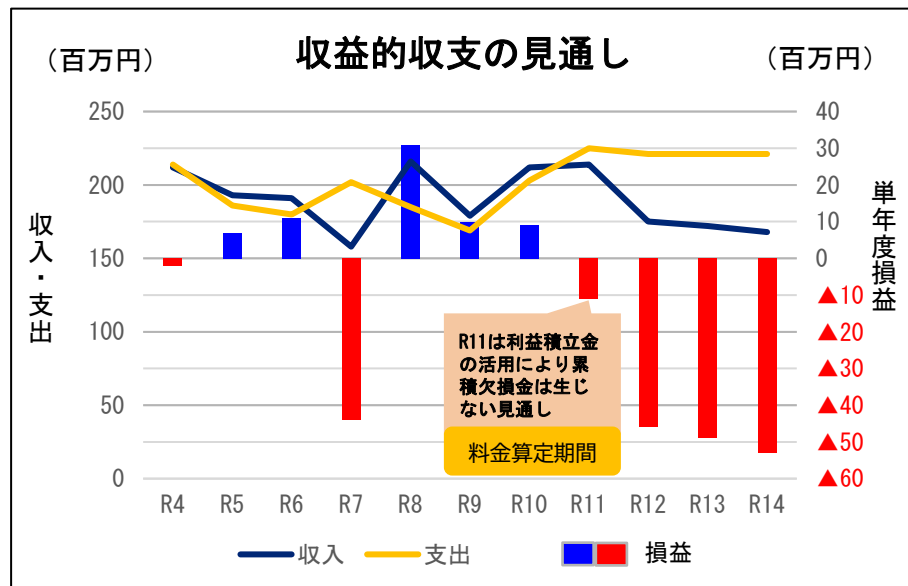
資金残高・企業債残高の状況

◆ 料金算定期間（令和9年度から令和11年度）において、事業運営に必要な資金を確保できる見込みです。

単位：百万円

資金残高・ 企業債残高	項目	R4決算	R5決算	R6決算	R7見込	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	前年度末資金残高①	122	99	88	90	21	43	37	45	37	▲ 3	▲ 50
	単年度損益②	▲ 2	7	11	▲ 44	31	10	9	▲ 11	▲ 46	▲ 49	▲ 53
	減価償却費③	61	61	60	59	59	60	59	91	92	93	94
	長期前受金戻入④	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 29	▲ 29	▲ 28	▲ 28
	その他⑤	8	11	13	21	14	16	30	4	5	1	3
	資本的収支不足額⑥	▲ 68	▲ 68	▲ 60	▲ 83	▲ 60	▲ 70	▲ 67	▲ 63	▲ 62	▲ 64	▲ 67
	年度末資金残高 ①+（②から⑥の合計）	99	88	90	必要資金不足 21	43	37	45	37	▲ 3	資金がショート ▲ 50	▲ 101
	企業債残高	555	576	614	679	693	782	804	798	795	771	758

財政収支の見通し（ケース3 料金算定期間3年、村からの繰入金3,600万円／年（令和9年度～令和11年度）の場合）



※企業債残高対給水収益比率 (%) = 企業債残高 ÷ 給水収益 × 100
給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標

財政収支の見通し 詳細

(ケース3 料金算定期間3年、村からの繰入金3,600万円／年(令和9年度～令和11年度)の場合)

単位：百万円

○収益的収支（税抜）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
収益的収入	212	193	191	158	216	179	212	214	175	172	168
給水収益	123	126	125	122	119	149	146	142	139	136	133
加入金	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他団体補助金	59	38	37	8	63	1	37	37	1	1	1
長期前受金戻入	22	22	22	22	22	22	23	29	29	28	28
その他	8	6	7	6	12	7	6	6	6	7	6
収益的支出	214	186	180	202	185	169	203	225	221	221	221
人件費	37	24	27	27	27	27	27	27	27	27	27
委託料	32	37	31	42	36	28	23	23	19	19	19
修繕費	29	17	17	21	18	8	8	8	8	8	8
受水費	24	20	16	20	14	13	27	40	39	38	37
維持管理費等	20	18	21	25	19	20	19	18	17	16	16
支払利息	6	5	5	6	9	10	14	16	17	18	18
減価償却費	61	61	60	59	59	60	59	91	92	93	94
資産減耗費	1	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0
その他	4	4	3	2	3	3	3	2	2	2	2
単年度損益	▲ 2	7	11	▲ 44	31	10	9	▲ 11	▲ 46	▲ 49	▲ 53
○資本的収支（税込）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
資本的収入	95	168	187	227	143	166	66	41	43	24	35
企業債	28	60	77	103	50	124	60	35	37	18	29
出資金	36	57	58	87	80	42	6	6	6	6	6
国補助金等	30	51	52	37	13	0	0	0	0	0	0
資本的支出	163	236	247	310	203	236	133	104	105	88	102
建設改良費	123	197	208	273	166	201	95	64	64	46	61
企業債償還金	40	39	39	37	37	35	38	40	41	42	41
○残高	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年度末資金残高	99	88	90	21	43	37	45	37	▲ 3	▲ 50	▲ 101
前年度末資金残高	122	99	88	90	21	43	37	45	37	▲ 3	▲ 50
単年度損益	▲ 2	7	11	▲ 44	31	10	9	▲ 11	▲ 46	▲ 49	▲ 53
減価償却費	61	61	60	59	59	60	59	91	92	93	94
長期前受金戻入	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 29	▲ 29	▲ 28	▲ 28
その他	8	11	13	16	14	16	30	4	5	1	3
資本的収支不足額	▲ 68	▲ 68	▲ 60	▲ 83	▲ 60	▲ 70	▲ 67	▲ 63	▲ 62	▲ 64	▲ 67
利益積立金	37	37	74	81	48	48	79	89	87	41	0
企業債残高	555	576	614	679	693	782	804	798	795	771	758
○その他	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年間有収水量	524千㎡	517千㎡	513千㎡	498千㎡	487千㎡	477千㎡	466千㎡	455千㎡	445千㎡	436千㎡	424千㎡
料金回収率	64.3%	77.3%	79.7%	67.5%	73.3%	105.9%	125.0%	91.8%	72.3%	70.5%	68.8%
資金残高/1か月当たり給水収益	9.6ヶ月分	8.4ヶ月分	8.6ヶ月分	2.1ヶ月分	4.3ヶ月分	3.0ヶ月分	3.7ヶ月分	3.1ヶ月分	▲ 0.3ヶ月分	▲ 4.4ヶ月分	▲ 9.2ヶ月分
企業債残高対給水収益比率	451.4%	457.3%	490.1%	558.6%	582.0%	523.6%	551.7%	560.7%	571.2%	566.1%	571.3%

※ R4～R6は決算、R7は見込み
資本的収支の不足額については、積立金等で補てん
給水収益は令和4年度は新型コロナウイルス感染症、令和5年度、令和6年度は物価高騰の影響を受けて実施した基本料金減免の財源である千早赤阪村一般会計繰入金を含む。

参考 水道広域化に関する事業に係る地方財政措置について

- ◆ 企業団と村の水道事業の統合後10年間（平成29年度～令和8年度）は、企業団の広域化に関する工事への国補助制度があります。
- ◆ あわせて、村が企業団の広域化に関する工事に繰入金を出した場合、国から繰入金の60%相当が村に地方財政措置（地方交付税措置）されるという制度を令和8年度まで活用することができました。

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道基盤強化計画」（令和12年度までは「水道広域化推進プラン」でも可）に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの

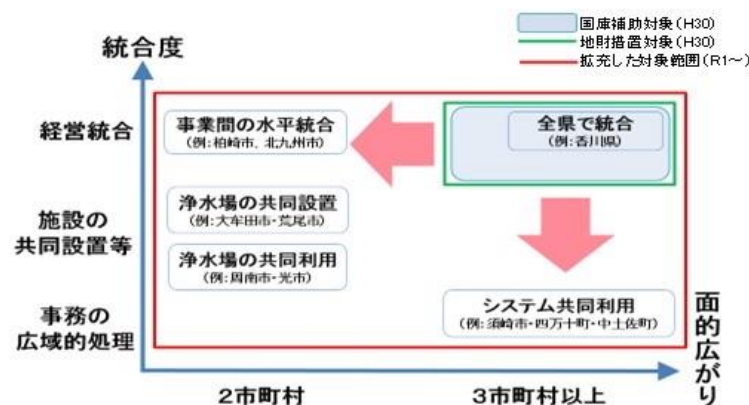
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



2. 料金体系の検討

改定後の料金体系（案）について

- ◆ 令和4年度料金改定時においては、平均26%の供給単価の増加とあわせて、以下のとおり料金体系の変更を実施しています。

適正な料金構造

- 固定的費用を回収する基本料金収入の適正な割合を検討した結果、**基本料金と従量料金の構成比率は、21% : 79% → 32% : 68%に変更**

口径別料金体系への変更

- 用途別料金体系を廃止し、客観的公平性を確保するため水道メーターの口径ごとに料金を設定する**口径別料金体系へ変更**（一般用、業務用・臨時用の用途についても廃止）

従量料金単価の逦増制

- 料金体系や料金構造の変更による一般用使用者の負担の増加が大きいことを考慮し、逦増制を維持
- 平均的な一般用使用者（メーター口径13mm、使用水量18m³/月）において、現行料金から26%の改定となるよう料金表を設定



- ◆ 改定後の料金体系（案）は以下のとおりで実施します。

- 令和9年4月から供給単価の**平均28%**増加を実施（令和4年度料金改定時に示した令和9年度増加率と同じ）
- 基本料金と従量料金の構成比率は、32% : 68% → **34% : 66%**に変更
- 口径別料金体系・逦増制は維持、逦増度については現行料金と同じ
- 水道メーター口径13mm又は20mm、使用水量15m³までの使用者層（全体の6割程度を占める）において大幅な負担増とならないよう配慮（**改定差額が1か月当たり税込1,000円以内**）
（令和7年度使用水量の件数の実績は、9m³、15m³、14m³の順で多い。（0m³、1m³を除く））

基本料金と従量料金の算定の考え方

◆ 基本料金と従量料金は、水道料金算定要領に沿って、以下の4つのステップで算定します。

ステップ1 総括原価の算定

- 将来の財政収支見通しから料金算定期間中に発生する費用と控除額を算定する。

ステップ2 総括原価の分解

- ステップ1 で算定された費用をその費用発生の要因から、「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解する。

ステップ3 料金区分への配分

- ステップ2 で分解された需要家費、固定費、変動費をそれぞれ「準備料金」、「水量料金」に配分する。

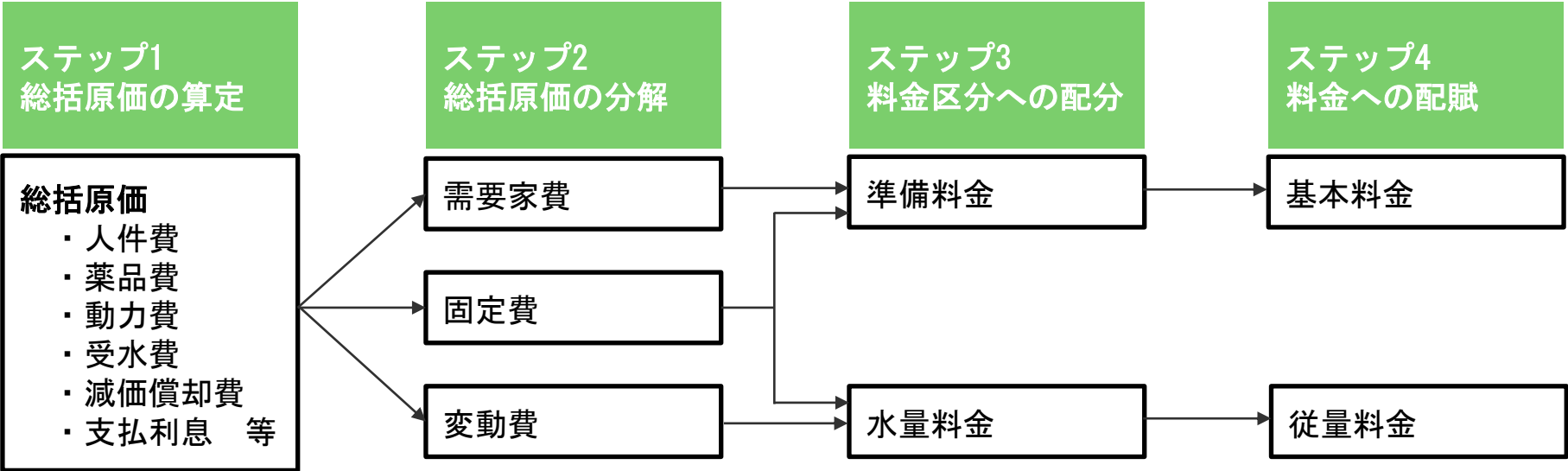
ステップ4 料金への配賦

- ステップ3 で配分された「準備料金」及び「水量料金」を以下のとおり配賦
 - ・ 「準備料金」 口径の大きさに基づき差別配賦⇒基本料金
 - ・ 「水量料金」 給水量1立方メートル当たり均等に配賦⇒従量料金

(出所) 公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

基本料金と従量料金の算定の考え方

◆ 総括原価の算定から料金への配賦の流れは、以下のとおりです。



【参考】 料金体系に関する主な用語説明

項目	説明
需要家費	検針や量水器（水道メーター）にかかる費用のように、主として需要家の存在により発生する費用
固定費	維持管理費や減価償却費のように、給水量の多寡に関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされるもののうち、需要家費に属するものを控除した費用
変動費	薬品費や動力費のように、概ね給水量の増減に比例する費用
準備料金	使用水量とは関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価
水量料金	各使用者の使用水量に対応して必要とされる原価として給水単位当たりに配賦される原価

（出所） 公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

総括原価の算定と料金区分への配分結果

◆ ステップ1から4に沿って総括原価(令和9年度～令和11年度)を算定し、料金を算定した結果は以下のとおりです。

配賦原価の集計結果(単位:千円)と、料金への配賦結果(単位:円)

									口 径(mm)					
		13	20	25	30	40	50	75	検針・集金	需要家費	準備料金			
		889.02	889.02	889.02	889.02	889.02	889.02	889.02						
総括原価	需要家費	70,507							検針・集金					
		76,195							量水器					
		3,068							固 定 費					
		資産維持費												
		2,620							計					
		1,636.89							補正後(円)					
		1,637												
		1,802.42												
		2,134.80												
		6,386.21												
		11,471.80												
		21,058.59												
		46,587.82												
		32,635												
		31,552												
		6,115												
		2,503												
		105,181												
		101,692												
		19,709												
		8,068												
		167.74							固定費		水量料金			
		38.37							変動費					
		206.11							計					
		207							補正後(円)					
		53,670												
		307,455												
		13												
		20												
		25												
		30												
		40												
		50												
		75												
		207												
		206.11												
		38.37												
		167.74												
		8,068												
		19,709												
		101,692												
		105,181												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												
		2,503												
		6,115												
		31,552												
		32,635												

料金改定案（1/3）

◆ 水道料金算定要領に沿って試算した算定結果を踏まえ、現行の料金体系からの改定案は下記のとおりです。

（1）現行の料金表（１か月当たり・税抜）

〈基本料金〉

（単位：円）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	1,180	1,300	1,530	4,540	8,070	14,740	32,440

〈従量料金〉

（単位：円/ｍ³）

水量区分	1～10ｍ ³	～20ｍ ³	～30ｍ ³	～40ｍ ³	41ｍ ³ ～
従量料金単価	100	185	230	260	285

（2）改定案の料金表（１か月当たり・税抜）

〈基本料金〉

（単位：円）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	1,637	1,803	2,135	6,387	11,472	21,059	46,588

〈従量料金〉

（単位：円/ｍ³）

水量区分	1～10ｍ ³	～20ｍ ³	～30ｍ ³	～40ｍ ³	41ｍ ³ ～
従量料金単価	121	224	278	314	345

（従量料金平均単価207円）

料金収入割合	
基本料金	従量料金
34%	66%

	現行	改定案
第1段階逦増度	2.85倍	変更なし
第2段階逦増度	1.54倍	変更なし

料金改定案 (2/3)

◆ 主な使用水量における水道料金の改定案は以下のとおりです。

【水道料金の計算方法】
メーター口径13mmで1か月に20m³使用した場合
水道料金 … 5,595円 (①+②+③)
= 基本料金 … 1,637円 ①+ 従量料金 … 3,450 円 ②
(121円×10m³+224円×10m³)
+
消費税 … 508円 ③

(3) 水道料金の改定案 (1 か月当たり・税込)

(単位：円)

改定案		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用水量	0m ³	1,800	1,983	2,348	7,025	12,619	23,164	51,246
	5m ³	2,466	2,648	3,014	7,691	13,284	23,830	51,912
	10m ³	3,131	3,314	3,679	8,356	13,950	24,495	52,577
	15m ³	4,363	4,546	4,911	9,588	15,182	25,727	53,809
	20m ³	5,595	5,778	6,143	10,820	16,414	26,959	55,041
	30m ³	8,653	8,836	9,201	13,878	19,472	30,017	58,099
	40m ³	12,107	12,290	12,655	17,332	22,926	33,471	61,553
	50m ³	15,902	16,085	16,450	21,127	26,721	37,266	65,348
	100m ³	34,877	35,060	35,425	40,102	45,696	56,241	84,323
	300m ³	110,777	110,960	111,325	116,002	121,596	132,141	160,223
	500m ³	186,677	186,860	187,225	191,902	197,496	208,041	236,123

料金改定案（3/3）

◆ 主な使用水量における現行の水道料金と改定案の差額は以下のとおりです。

(4) 水道料金の現行と改定案の差額（1か月当たり・税込）

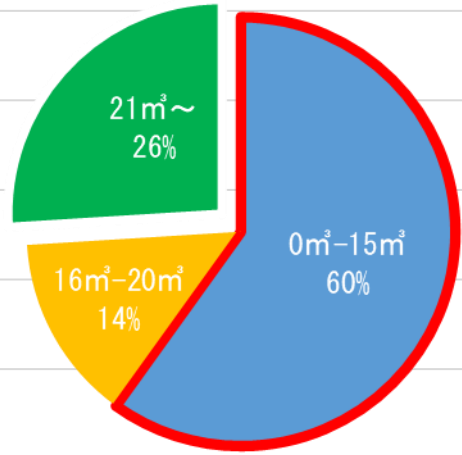
（単位：円）

改定案－現行		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用水量	0m ³	502	553	665	2,031	3,742	6,950	15,562
	5m ³	618	668	781	2,147	3,857	7,066	15,678
	10m ³	733	784	896	2,262	3,973	7,181	15,793
	15m ³	948	999	1,111	2,477	4,188	7,396	16,008
	20m ³	1,162	1,213	1,325	2,691	4,402	7,610	16,222
	30m ³	1,690	1,741	1,853	3,219	4,930	8,138	16,750
	40m ³	2,284	2,335	2,447	3,813	5,524	8,732	17,344
	50m ³	2,944	2,995	3,107	4,473	6,184	9,392	18,004
	100m ³	6,244	6,295	6,407	7,773	9,484	12,692	21,304
	300m ³	19,444	19,495	19,607	20,973	22,684	25,892	34,504
	500m ³	32,644	32,695	32,807	34,173	35,884	39,092	47,704

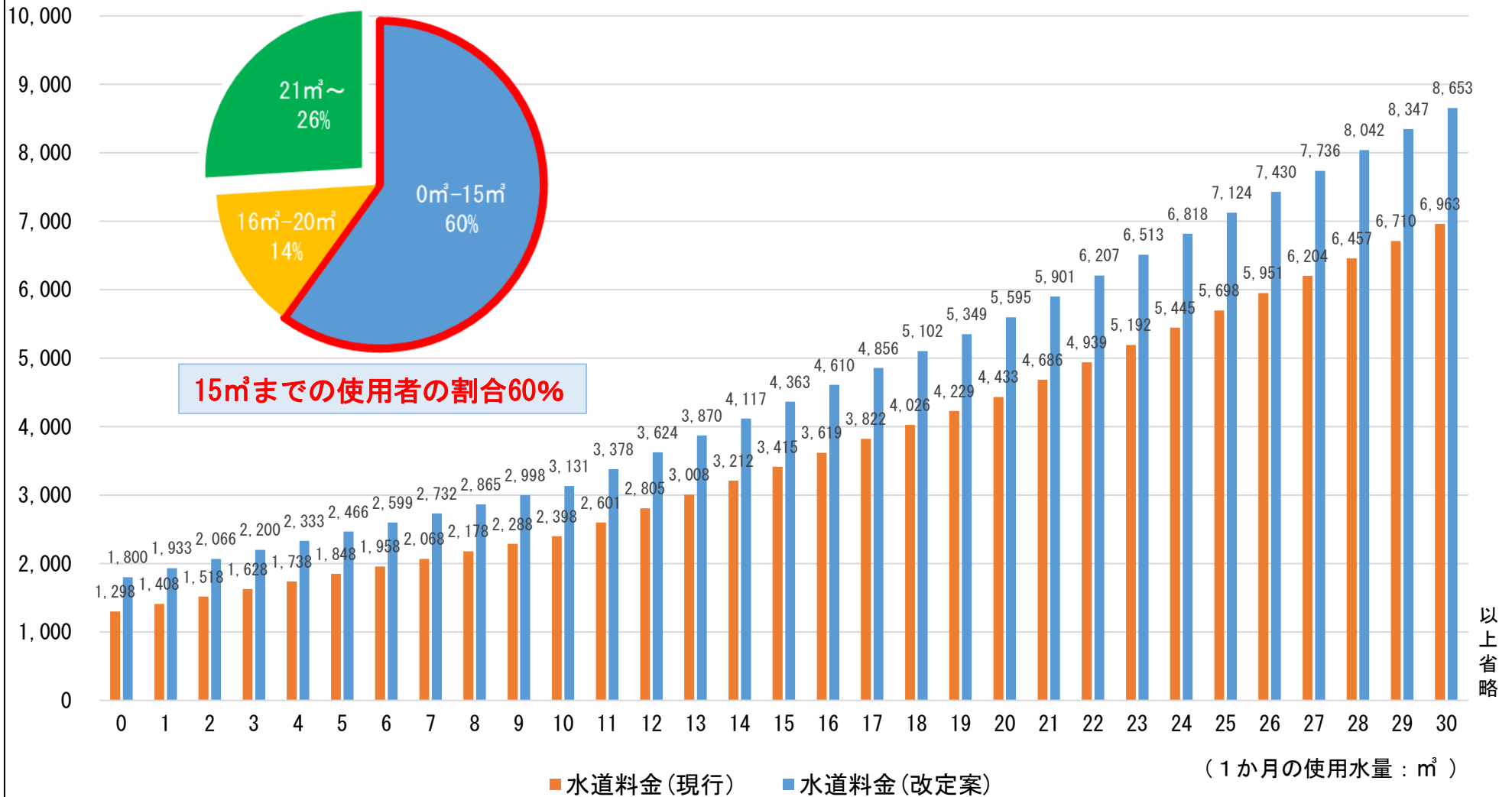
全体の6割程度を占める使用者層（令和7年度実績）

水道料金（メーター口径13mm） 現行と改定案の比較

請求件数(口径13mm)における
使用水量区分別の使用者の割合



15m³までの使用者の割合60%



水道料金（メーター口径20mm） 現行と改定案の比較

